

動物の正しい飼い方推進月間

6月は動物の正しい飼い方推進月間です。次のことに注意して、動物を適切に飼いましょう。



○動物を飼う前に、動物を飼うことのできる環境で

あるかどうか、家族でよく考えましょう。

○動物を飼う方は、動物に起因する感染性の病気の予防のために注意を払いましょう。また、過剰なふれあいは控え、動物にさわつたら必ず手を洗いまししょう。

○動物には、飼い主が分かるよう、名札などをつけましょう。

○犬の首輪には、登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけることが狂犬病予防法で義務づけられています。

○犬の放し飼いは禁止されています。犬を運動させる場合は、犬を制止でき

る人が短い引き綱で行いましょう。

○犬を散歩する時は放しなから散歩せず、必ず引き綱をつけて行いましょう。

○猫は屋内で飼いまししょう。猫による他人への迷惑を防止でき、また病気や交通事故等の危険から猫を守ることもできます。

○犬や猫に、公の場所や人の敷地内で排泄させるような迷惑行為はやめましょう。犬・猫には、排泄場所等のしつけをすることができま

す。犬が散歩中にフンをした場合は、飼い主の責任で持ち帰る等きちんと始末しまし

ょう。望まれない子犬・子猫を増やさな

犬・親猫には、不妊・去勢手術をしてください。○愛護動物を捨てた場合には、50万円以下の罰金が科されることがあります。○愛護動物を殺傷すると、最大で1年の懲役または100万円の罰金が科せられます。

動物は愛情をもって最後まで面倒をみましょう。

飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。どうしても飼えなくなった場合には、動物を絶対に捨てずに、動物愛護センター等へ相談してください。



◆問い合わせ

環境防災課環境班

☎(84)1216

山武健康福祉センター

☎0475(54)0611

千葉県動物愛護センター

☎0476(93)5711

6月1日(土)~6月7日(金)は水道週間です

スローガン「復興の 未来と生命(いのち) 照らす水」

最近、宅地内の漏水が増えています。配管や器具が古くなったことや地震の影響とされます。下記の要領で月に1回ご家庭で漏水チェックをしましょう。

- ①宅地内にある蛇口を全部閉め、水が流れていない状態にする。
- ②メーターボックスのフタを開け、メーターのパイロットを確認する。
- ③パイロットが停止していれば漏水はしていませんが、回転している場合は漏水の可能性があります。お早めに「指定給水装置工事事業者」に、調査及び修理を依頼してください。



蛇口をすべて閉めた状態で、メーターのパイロット(銀色の部分)が少しでも回っていたら注意信号です。

注) 漏水調査費用及び修理代金は、お客様のご負担となります。アパート等にお住まいの方は、大家さんに連絡してください。

※不明な点は、下記へお問い合わせください。

◆問い合わせ 【光地域】八匝水道お客様センター ☎79-7001

【横芝地域】山武管工事業協同組合 ☎0475-55-5220